

平成 19 年度  
宮津市水道事業  
水 質 検 査 計 画



滝上貯水池

宮津市上下水道室

## **水質検査計画について**

宮津市では、水道の需要者の皆様に安全でおいしい水をお届けするため、河川などの水源から浄水場、家庭の蛇口に至るまで定期的に水質検査を行っております。

平成15年5月に水道水の水質基準が改正され、この改正に合わせて水質検査の内容を充実させた「水質検査計画」を策定し、需要者に対して情報提供を行うことが規定されました。この水質検査を「どの場所で」「どのような項目について」「どれくらいの頻度」で行うかを記したものが水質検査計画です。

この計画に基づいた水質検査を通じて、安心して宮津市の水道水をご利用いただけるよう、平成19年度水質検査計画を策定しましたのでお知らせします。

# 目 次

<b>基本方針</b> -----	1
<b>水道事業等の概要</b> -----	1
1 給水状況 -----	1
2 給水区域 -----	1
3 浄水施設の概要 -----	1
4 水道の原水及び水道水の状況 -----	3
<b>水質検査項目及び検査頻度</b> -----	4
1 法令に基づく水質検査及び検査頻度 -----	4
2 本市独自の水質検査及び検査頻度 -----	4
3 臨時の水質検査 -----	5
<b>水質検査方法</b> -----	1 0
<b>水質検査採水地点</b> -----	1 0
<b>水質検査計画及び水質検査結果の公表</b> -----	1 0
1 水質検査計画の公表 -----	1 0
2 水質検査結果の公表 -----	1 0
<b>関係機関との連携等</b> -----	1 0

## 基本方針

- 1 本市における水道水の原水及び給水栓(蛇口)の水質検査は、この水質検査計画に基づいて行ないます。
- 2 水質検査計画は、毎年度開始前に公表するとともに、水質検査結果についても公表します。

## 水道事業等の概要

本市では、水道事業8施設、簡易水道事業19施設(飲料水供給施設2施設含む)を設置し、水道水を供給しています。

### 1 給水状況

表1 事業概要

(平成18年3月31日現在)

区分	水道事業施設	簡易水道事業施設	計	備考
施設数	8箇所	19箇所	27箇所	
計画給水人口	24,000人	9,706人	33,706人	
現在給水人口	16,181人	5,982人	22,163人	
給水世帯数	6,629戸	2,299戸	8,928戸	
計画給水量	13,200 m <sup>3</sup>	4,785 m <sup>3</sup>	17,985 m <sup>3</sup>	最大給水量/日当たり
年間給水量	2,331,379 m <sup>3</sup>	720,916 m <sup>3</sup>	3,052,295 m <sup>3</sup>	
1日平均給水量	6,387 m <sup>3</sup>	1,975 m <sup>3</sup>	8,362 m <sup>3</sup>	

\* 簡水(簡易水道)事業施設には、飲料水供給施設を含む。

#### 水道施設の区分

水道事業施設 ～計画給水人口が5,001人以上のもの

簡易水道事業施設～計画給水人口が101人以上5,000人以下のもの

飲料水供給施設 ～計画給水人口が51人以上100人以下のもの

### 2 給水区域

#### (1) 水道事業施設

宮津、上宮津(小田の一部地域を除く)、栗田(新宮の一部地域を除く)、吉津地区

#### (2) 簡易水道事業施設 表3のとおり

#### (3) 飲料水供給施設 表4のとおり

### 3 浄水施設の概要

表2 水道事業施設

施設名	所在地	水源	水処理方式	備考
滝上浄水場	宮津市字万年 439	湖沼水(如願寺川)	緩速ろ過方式	
滝馬浄水場	宮津市字滝馬 130-1	表流水(大手川)	緩速ろ過方式	
皆原浄水場	宮津市字皆原 299	表流水(北谷川)	緩速ろ過方式	通常取水
上宮津浄水場	宮津市字小田 605	表流水(大手川)	急速ろ過方式	
新宮浄水場	宮津市字新宮 715	表流水(足谷川)	緩速ろ過方式	
栗田浄水場	宮津市字上司無番地	伏流水(大雲川)	緩速ろ過方式	
須津浄水場	宮津市字須津 1234	表流水(宮川)	緩速ろ過方式	通常取水
		浅層地下水		
文珠浄水場	宮津市字文珠 242	湖沼水(宮川)	緩速ろ過方式	

表3 簡易水道事業施設

施設名	所在地 給水区域	水 源	水処理方式		備 考
			計画給水人口	最大給水量/日	
由良浄水場	宮津市字由良 3252-1	深層地下水 (第一・第二・第三)	急速ろ過方式		通常取水:第一,第二 渇水期取水:第三
	字由良、石浦(上石浦を除く)		1,850人	1,110m <sup>3</sup>	
上石浦浄水場	宮津市字石浦 461	表流水(馳出川)	緩速ろ過方式		
	字石浦(下石浦を除く)		200人	30m <sup>3</sup>	
府中浄水場	宮津市字成相寺 388	表流水(真名井川)	緩速ろ過方式		通常取水
		深層地下水(第三)	急速ろ過方式		通常取水
		深層地下水(第四)			渇水期取水
字江尻、難波野、大垣、中野、小松	2,000人	900m <sup>3</sup>			
国分、溝尻 浄水場	宮津市字国分 435	表流水(大橋川)	緩速ろ過方式		通常取水
	字国分、溝尻	表流水(三谷川)			渇水期取水
			800人	200m <sup>3</sup>	
日置浄水場	宮津市字日置 3293	表流水(橋谷川)	緩速ろ過方式		通常取水
		伏流水(世屋川)	急速ろ過方式		通常取水
		深層地下水			
字日置	810人	1,800m <sup>3</sup>			
畑浄水場	宮津市字畑 809	表流水(畑川)	緩速ろ過方式		
	字畑		110人	17.4m <sup>3</sup>	
下世屋浄水場	宮津市字松尾 199	表流水(向上川)	緩速ろ過方式		通常取水
	字下世屋		330人	49.5m <sup>3</sup>	
松尾浄水場	宮津市字松尾 119-2	湧水	塩素消毒のみ		
	字松尾		150人	22.5m <sup>3</sup>	
上世屋浄水場	宮津市字上世屋 720	表流水(溪流)	緩速ろ過方式		
	字上世屋		130人	21m <sup>3</sup>	
田原浄水場	宮津市字田原 461-1	浅層地下水	塩素消毒のみ		通常取水
	字田原	湧水			渇水期取水
			160人	24m <sup>3</sup>	
養老浄水場	宮津市字長江 597	表流水(小犀川)	緩速ろ過方式		通常取水
	字長江、岩ヶ鼻、大島	伏流水(犀川)			通常取水
			1,300人	360m <sup>3</sup>	
外垣浄水場	宮津市字外垣 255	表流水(サラメ川)	緩速ろ過方式		
	字外垣		200人	30m <sup>3</sup>	
里波見浄水場	宮津市字里波見 1332	表流水(小山谷川)	緩速ろ過方式		通常取水
	字里波見	表流水(寺谷川)			
中波見浄水場	宮津市字中波見 327	表流水(段川)	緩速ろ過方式		
	字中波見		150人	26m <sup>3</sup>	
奥波見浄水場	宮津市字奥波見 1613	湧水	塩素消毒のみ		
	字奥波見(梅ヶ谷を除く)		150人	22.6m <sup>3</sup>	
日ヶ谷浄水場	宮津市字日ヶ谷 4911	表流水(石倉川)	緩速ろ過方式		通常取水
	字日ヶ谷(藪田を除く)		830人	135m <sup>3</sup>	
藪田浄水場	宮津市字日ヶ谷 3129	湧水	塩素消毒のみ		通常取水
	字日ヶ谷		110人	16.5m <sup>3</sup>	

表4 飲料水供給施設

施設名	所在地	水源	水処理方式		備考
	給水区域		計画給水人口	最大給水量/日	
岩戸浄水場	宮津市字小田 1370-1	湧水	塩素消毒のみ		
	字小田(岩戸、平石)		52人	10.4m <sup>3</sup>	
狩場浄水場	宮津市字新宮 426	表流水	緩速ろ過方式		
	字新宮(狩場)		74人	14.8m <sup>3</sup>	

4 水道の原水及び水道水の状況

(1) 原水の状況

原水水質の状況については、過去の水質検査データなどから各浄水場における原水水質の汚染が予測される事項を掌握したうえで、これらの監視や水質管理上注目すべき項目について、定期的に検査を行い、適正な浄水処理に努めています。

表5 水道事業施設

施設名	原水に汚染が予測される事項	水質検査項目
滝馬浄水場	降雨時による高濁水の発生	濁度
滝上浄水場	降雨時による高濁水の発生	濁度
皆原浄水場	有機物	濁度
上宮津浄水場	降雨時による高濁水の発生	濁度
新宮浄水場	有機物	色度
須津浄水場	地下水	鉄及びその化合物

表6 簡易水道事業施設

施設名	原水に汚染が予測される事項	水質検査項目
由良浄水場	地下水	マンガン、フッ素及びその化合物
府中浄水場	降雨時による高濁水の発生	濁度
国分、溝尻浄水場	降雨時による高濁水の発生	濁度
日置浄水場	ゴルフ場使用農薬類の散布	農薬類
養老浄水場	有機物	鉄及びその化合物
外垣浄水場	有機物	鉄及びその化合物
里波見浄水場	降雨時による高濁水の発生	濁度
藪田浄水場	鉛物質	PH値

\*) 飲料水供給施設については、原水に汚染が予測される事項特記事項無し。

(2) 水道の水質状況

水道水の水質状況については、水道法に基づき毎日検査などを行なって、水道水の安全性を確認しています。

## 水質検査項目及び検査頻度

### 1 法令に基づく水質検査及び検査頻度

水質検査の検査地点は、水道法で検査が義務付けられている給水栓(蛇口)とし、採水地点は、各浄水場系統ごとに設定します。また、検査項目は、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目とします。

#### (1) 毎日検査 (水道法第20条第1項)

検査は、表7の3項目の検査を、1日1回行います。

表7 毎日検査(法令に基づく水質検査)

水質検査項目	基準値
色	5度以下
濁り	2度以下
消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/l以上

#### (2) 毎月検査 (水道法第20条第1項) 検査項目表8、表9、表10参照

検査は、水質基準に関する省令(以下「省令」という。)に規定する50項目中、省略することができないとされている9項目の検査を毎月1回行います(新基準項目として追加された2項目については、過去3年間の検査結果により年1回に省略しました)。

\*検査日 毎月第2週に実施

#### (3) 3ヶ月検査 (水道法第20条第1項) 検査項目表8、表9、表10参照

検査は、省令に規定する50項目中、水道事業施設については4項目と省略することができないとされている11項目の計15項目の検査を、また簡易水道事業施設(飲料水供給施設含む)については、8項目と省略することができないとされている11項目の計19項目の検査を年4回行います。

\*検査日 4月、7月、10月、1月の第2週に実施

#### (4) 全項目検査 (水道法第20条第1項) 検査項目表8、表9、表10参照

検査は、省令に規定する50項目とし、原水についても行います。

なお、過去の検査結果により、その濃度が基準値と比較し1/10以下の場合には、3年に1回まで減らすことのできる項目についても、水質の状況を確認するため、検査頻度を減らさず年1回検査を行います。

\*検査日 7月の第2週に実施

### 検査項目比較表

	毎日検査		毎月検査		3ヶ月検査		全項目(原水・浄水)	
	上水道	簡易水道	上水道	簡易水道	上水道	簡易水道	上水道	簡易水道
平成19年度	3項目	3項目	8項目	8項目	15項目	19項目	50項目	50項目
平成18年度	3項目	3項目	11項目	11項目	22項目	25項目	50項目	50項目

※ 過去3年間における該当事項について、基準値の5分の1であるときは、概ね1年に1回以上、基準値の10分の1以下である時は、概ね3年に1回以上とすることができる。

### 2 本市独自の水質検査及び検査頻度

本市独自の水質検査の検査地点は、浄水は水道法で検査が義務付けられている給水栓(蛇口)、原水は各浄水場の取水口とします。

(1) 水質管理目標設定項目の検査

本検査は、水道法に規定された水質検査項目ではありませんが、水質管理上留意すべき項目として行政通知で示されたもので、水道水の安全性の確保等に万全を期すため、大手川水源については、表 11 に示す 26 項目及びゴルフ場を抱える世屋川水源については、表 12 に示す農薬類について年 1 回検査を行います。

※ 検査日 9月の第2週に実施

(2) クリプトスポリジウム(耐塩素性病原微生物等)検査 (表 13)

表流水等を取水源とする浄水場において、原水の現況調査及び水質の監視を行うため、毎年数箇所の浄水場を選定し国の暫定対策指針に基づいて年 1 回検査を行います。

※検査日 9月の第2週に実施

予定採水箇所：7 箇所 水道事業：上宮津(河川)・栗田(河川)・須津(地下水)

簡易水道事業：畑(河川)・外垣(河川)・日ヶ谷(河川)・狩場(河川)

(3) ダイオキシンの検査 (表 13)

本検査は、大手川水源について平成 15 年度まで京都府の水質管理計画に基づく監視項目として実施していたものですが、水質基準改正により監視項目が廃止になったが、今までのデータとの推移を把握し、水質の監視を行うため、市独自の検査として年 1 回検査を行います。

※検査日 9月の第2週に実施

表 8 水質検査項目及び検査頻度一覧表

区分	法定検査				独自検査			
	毎日検査 (3項目)	毎月検査 (9項目)	3ヶ月検査 (15~19項目)	全項目検査 (50項目)	水質管理目標設定項目		クリプトスポリ ジウム	ダイオキシ ン類
					同上	農薬類		
水道事業 施設	浄水8箇所	浄水8箇所	浄水8箇所 (15項目)	浄水8箇所 原水 9箇所	1河川の 原水18項目 浄水 8項目	—	3水源の 原水	1河川の 原水
	毎日	毎月第2週	4、7、10、1月 第2週	7月第2週	9月第2週		9月第2週	9月第2週
簡易水道 事業施設	浄水19箇所	浄水19箇所	浄水19箇所 (19項目)	浄水 19箇所 原水 29箇所	—	1河川の 原水16項目	4水源の 原水	—
	毎日	毎月第2週	4、7、10、1月 第2週	7月第2週	9月第2週	9月第2週	9月第2週	

\*簡易水道事業施設には飲料水供給施設を含む。

3 臨時の水質検査

次に掲げる水質異常が発生したときは、直ちに臨時の水質検査を実施し、原因が究明され給水栓水の安全性が確認されるまで随時行います。

- (1)水源の水質が著しく悪化したとき
- (2)水源に異常があったとき
- (3)水道水が原因と思われる健康被害等が発生したとき
- (4)浄水工程または配水過程に異常があったとき
- (5)その他水道技術管理者が必要と認めたとき

表9 法令に基づく水質検査項目及び検査頻度(水道事業施設)

番号	水質基準項目	基準値 (mq/ℓ)	給水栓水の最高値 過去3年間	給水栓水検査回数(回/年)		検査計画回数 (回/年)		備考
				原則	過去3年間の検査結果から法令上想定される検査回数	給水栓水	原水	
基1	一般細菌	100個/ℓ以下	—	12	省略不可	12	1	
基2	大腸菌	検出されないこと	—	12	月1回	12	1	
基3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ未満	4	年1回*1	1	1	
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	0.00005mg/ℓ未満	4		1	1	
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ未満	4		1	1	
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	0.008mg/ℓ	4	3ヶ月1回	4	1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ未満	4	3年1回*1	1	1	原則回数より強化
基8	六価クロム化合物	0.05mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ未満	4		1	1	
基9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	—	4	省略不可 (3ヶ月1回)	4	1	
基10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	0.76mg/ℓ	4	3年1回*1	1	1	原則回数より強化
基11	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	0.26mg/ℓ	4	3ヶ月1回	4	1	
基12	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ未満	4	3年1回*1	1	1	原則回数より強化
基13	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	0.0002mg/ℓ未満	4		1	1	
基14	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ未満	4		1	1	
基15	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ未満	4		1	1	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	0.004mg/ℓ未満	4		1	1	
基17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ未満	4		1	1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ未満	4		1	1	
基19	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ未満	4		1	1	
基20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ未満	4		1	1	
基21	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	—	4		省略不可 3ヶ月1回	4	
基22	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	—	4	4		1	
基23	ジクロロ酢酸	0.04mg/ℓ以下	—	4	4		1	
基24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	—	4	4		1	
基25	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	—	4	4		1	
基26	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	—	4	4		1	
基27	トリクロロ酢酸	0.2mg/ℓ以下	—	4	4		1	
基28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	—	4	4		1	
基29	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下	—	4	4		1	
基30	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	—	4	4		1	
基31	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ	4	3年1回*1	1	1	原則回数より強化
基32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	0.07mg/ℓ	4	年1回	1	1	
基33	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	0.06mg/ℓ	4	3月1回	4	1	
基34	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ	4	3年1回*1	1	1	原則回数より強化
基35	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	9.3mg/ℓ	4		1	1	
基36	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ未満	4	1	1		
基37	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	—	12	省略不可 月1回	12	1	
基38	カルシウム、マグネシウム等	300mg/ℓ以下	46.0mg/ℓ	4	年1回*1	1	1	
基39	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	155mg/ℓ	4	4	1	1	原則回数より強化
基40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ未満	4	3年1回*1	1	1	原則回数より強化
基41	ジエオスミン	0.00001mg/ℓ以下	0.00001mg/ℓ未満	12	年1回*2	1	1	
基42	2-メチルインボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	0.00001mg/ℓ未満	12		1	1	
基43	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ未満	4	3年1回	1	1	原則回数より強化
基44	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ未満	4		1	1	
基45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5mg/ℓ以下	—	12	省略不可 月1回	12	1	
基46	pH値	5.8以上8.6以下	—	12		12	1	
基47	味	異常でないこと	—	12		12	1	
基48	臭気	異常でないこと	—	12		12	1	
基49	色度	5度以下	—	12		12	1	
基50	濁度	2度以下	—	12		12	1	

備考 ・法に基づき、水質検査を省略できない項目(20項目)

表10 法令に基づく水質検査項目及び検査頻度(簡易水道施設、飲料水供給施設)

番号	水質基準項目	基準値 (mg/ℓ)	給水栓水の最高値 過去3年間	給水栓水検査回数(回/年) 原則	過去3年間の検査結果から法令上想定される検査回数	検査計画回数 (回/年)		備考
						給水栓水	原水	
基1	一般細菌	100個/ℓ以下	—	12	省略不可 月1回	12	1	
基2	大腸菌	検出されないこと	—	12		12	1	
基3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ未満	4	3年1回*1	1	1	原則回数より強化
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/ℓ以下	0.00005mg/ℓ未満	4		1	1	
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ未満	4	3ヶ月1回	1	1	
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	0.009mg/ℓ	4		4	1	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	0.009mg/ℓ	4	3年1回*1	1	1	原則回数より強化
基8	六価クロム化合物	0.05mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ未満	4		1	1	
基9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/ℓ以下	—	4	省略不可 (3ヶ月1回)	4	1	
基10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下	2.1mg/ℓ	4	3ヶ月1回	4	1	
基11	フッ素及びその化合物	0.8mg/ℓ以下	0.79mg/ℓ	4		4	1	
基12	ホウ素及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ未満	4	3年1回*1	1	1	原則回数より強化
基13	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	0.0002mg/ℓ未満	4		1	1	
基14	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ未満	4	3年1回*1	1	1	
基15	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ未満	4		1	1	
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	0.004mg/ℓ未満	4	3年1回*1	1	1	
基17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ未満	4		1	1	
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ未満	4	3年1回*1	1	1	
基19	トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ未満	4		1	1	
基20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ未満	4	省略不可 3ヶ月1回	1	1	
基21	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下	—	4		4	1	
基22	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下	—	4	省略不可 3ヶ月1回	4	1	
基23	ジクロロ酢酸	0.04mg/ℓ以下	—	4		4	1	
基24	ジプロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下	—	4	省略不可 3ヶ月1回	4	1	
基25	臭素酸	0.01mg/ℓ以下	—	4		4	1	
基26	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下	—	4	省略不可 3ヶ月1回	4	1	
基27	トリクロロ酢酸	0.2mg/ℓ以下	—	4		4	1	
基28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下	—	4	省略不可 3ヶ月1回	4	1	
基29	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下	—	4		4	1	
基30	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下	—	4	3年1回*1	4	1	原則回数より強化
基31	亜鉛及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	0.021mg/ℓ	4		1	1	
基32	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/ℓ以下	0.06mg/ℓ	4	年1回	1	1	
基33	鉄及びその化合物	0.3mg/ℓ以下	0.14mg/ℓ	4		4	1	
基34	銅及びその化合物	1.0mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ	4	3年1回*1	1	1	
基35	ナトリウム及びその化合物	200mg/ℓ以下	28mg/ℓ	4	年1回*1	1	1	原則回数より強化
基36	マンガン及びその化合物	0.05mg/ℓ以下	0.017mg/ℓ	4		4	1	
基37	塩化物イオン	200mg/ℓ以下	—	12	省略不可 月1回	12	1	
基38	カルシウム、マグネシウム等	300mg/ℓ以下	78mg/ℓ	4	3ヶ月1回	4	1	
基39	蒸発残留物	500mg/ℓ以下	192g/ℓ	4		4	1	
基40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ未満	4	3年1回*1	1	1	原則回数より強化
基41	ジエオスミン	0.00001mg/ℓ以下	0.00001mg/ℓ未満	12	年1回*2	1	1	
基42	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下	0.00001mg/ℓ未満	12		1	1	
基43	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ未満	4	年1回*2	1	1	
基44	フェノール類	0.005mg/ℓ以下	0.0005mg/ℓ未満	4		1	1	
基45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5mg/ℓ以下	—	12	省略不可 月1回	12	1	
基46	pH値	5.8以上8.6以下	—	12		12	1	
基47	味	異常でないこと	—	12	省略不可 月1回	12	1	
基48	臭気	異常でないこと	—	12		12	1	
基49	色度	5度以下	—	12	省略不可 月1回	12	1	
基50	濁度	2度以下	—	12		12	1	

備考 ・法に基づき、水質検査を省略できない項目(20項目)

- 備考 \*1 原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であって、過去3年間における該当事項についての検査結果が、基準値の5分の1であるときは、概ね1年に1回以上、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。(水道法施行規則第15条第1項第3号)
- \*2 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びにその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことがあきらかな場合は省略可。(水道法施行規則第15条第1項第3号)

表11 水質管理目標設定項目及び検査頻度(本市独自の検査)

目番号	検査項目	目標値	検査回数 (回/年)	検査 種別	区分
1	アンチモン及びその化合物	0.015mg/ℓ以下	1	原水	金属類
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/ℓ以下*	1	原水	
3	ニッケル及びその化合物	0.01mg/ℓ*	1	原水	
4	亜硝酸態窒素	0.05mg/ℓ以下*	1	原水	無機物
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	1	原水	有機物
6	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	1	原水	
7	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	1	原水	
8	トルエン	0.2mg/ℓ以下	1	原水	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1mg/ℓ以下	1	原水	
10	亜塩素酸	0.6mg/ℓ以下	1	浄水	消毒剤
11	塩素酸	0.6mg/ℓ以下	1	浄水	
12	二酸化塩素	0.6mg/ℓ以下	1	浄水	
13	ジクロロアセトニトリル	0.04mg/ℓ以下*	1	浄水	消毒副生物
14	抱水クロラール	0.03mg/ℓ以下*	1	浄水	
16	残留塩素	1mg/ℓ以下	1	浄水	消毒剤
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/ℓ以上100mg/ℓ以下	1	原水	無機物
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/ℓ以下	1	原水	金属類
19	遊離炭酸	20mg/ℓ以下	1	原水	無機物
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/ℓ以下	1	原水	有機物
21	メチルtertブチルエーテル	0.02mg/ℓ以下	1	原水	
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/ℓ以下	1	原水	その他
23	臭気強度(TON)	3以下	1	浄水	
24	蒸発残留物	30mg/ℓ以上200mg/ℓ以下	1	原水	無機物
25	濁度	1度以下	1	原水	その他
26	pH値	7.5程度	1	浄水	
27	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上、極力0に	1	原水	

目標値の\*印は暫定値を示す。

表12 水質管理目標設定項目(農薬類)及び検査頻度(本市独自の検査)

農番号	検査項目(農薬名)	目標値	検査回数 (回/年)	用途	検査 種別
2	シマジン(CAT)	0.003mg/ℓ	1	除草剤	原水
9	クロロタロニル(TPN)	0.05mg/ℓ	1	殺菌剤	
17	ペンタゾン	0.2mg/ℓ	1	除草剤	
18	カルボフラン(カルブスルファン代謝物)	0.005mg/ℓ	1	殺虫剤	
19	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	0.03mg/ℓ	1	除草剤	
24	トリクロロホン(DPE)	0.03mg/ℓ	1	殺虫剤	
33	ベンシクロン	0.04mg/ℓ	1	殺菌剤	
43	ベンフルラリン(バスロジン)	0.08mg/ℓ	1	除草剤	
51	フサライド	0.1mg/ℓ	1	殺菌剤	
55	チオファネートメチル	0.3mg/ℓ	1	殺菌剤	
58	カルプロパミド	0.04mg/ℓ	1	殺菌剤	
61	プロシミドン	0.09mg/ℓ	1	殺菌剤	
67	ジクワット	0.005mg/ℓ	1	除草剤	
68	ジウロン(DCMU)	0.02mg/ℓ	1	除草剤	
82	プロベナゾール	0.05mg/ℓ	1	殺菌剤	
84	ダイムロン	0.8mg/ℓ	1	除草剤	

表13 検査項目及び検査頻度(本市独自の検査)

検査項目	目標値	検査回数 (回/年)	検査 種別	備考
クリプトスポリジウム	不検出	1	原水	検出、不検出により判断
ダイオキシン類	1 pg - TEQ/L 以下	1	原水	環境基準値により判定

## 水質検査方法

法令に基づく水質検査及び本市独自の水質検査は、水質検査登録機関へ委託して、厚生労働省令等に基づいた検査方法により実施します。

なお、水質検査の精度については、原則として基準値及び目標値の1/10の値まで測定できる精度の高い水質検査を行います。

## 水質検査採水地点

給水栓(蛇口)の水質検査採水地点は、浄水場ごとに市内27か所を設定して検査を行います。

## 水質検査計画及び水質検査結果の公表

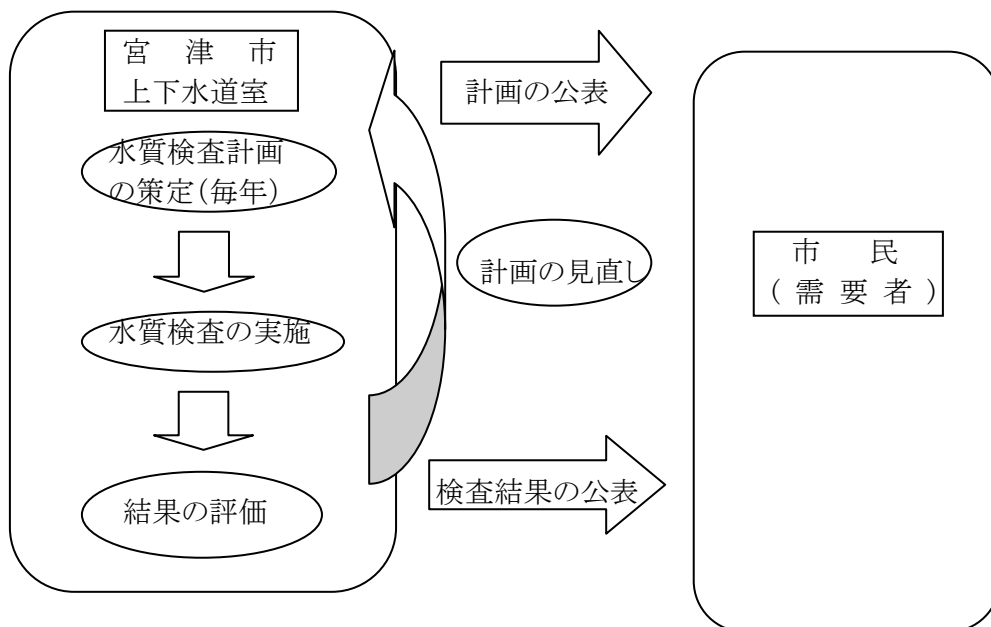
### 1 水質検査計画の公表

水質検査計画は、毎年度作成し、当該年度開始前に公表します。

公表の方法については、宮津市のホームページに掲載する他、上下水道室で閲覧方式により公表します。

### 2 水質検査結果の公表

水質検査計画に基づいて実施した水質検査の結果は、宮津市のホームページに掲載する他、上下水道室で閲覧方式により公表します。



## 関係機関との連携等

- 1 水道水が原因で健康被害等が発生した場合は、京都府保健福祉部健康対策室並びに京都府丹後広域振興局丹後保健所等と連携し、原因の究明と被害状況の把握に努めるとともに、当該被害の拡散防止のための迅速な広報と対応を図ります。
- 2 水源で水質汚染事故が発生した場合は、原因究明とともに関係機関と情報交換を図りながら、汚染水の取水を停止する等の措置を講じ、水質管理の徹底を図ります。

水質検査計画に関する問い合わせ先

宮津市上下水道室

〒626-8501

京都府宮津市字柳縄手345-1

TEL0772-22-2121

FAX0772-25-1691

ホームページアドレス

<http://www.city.miyazu.kyoto.jp/>